

医療管理ニュース Vol.81

正しく理解していますか？ 医療廃棄物の取扱い マニフェスト制度を知ろう！

マニフェスト制度

医療機関等は、廃棄物処理法により「医療廃棄物」の処理を業者などに委託する場合、定められた様式による産業廃棄物管理票（マニフェスト）を記入して交付することが義務付けられています。

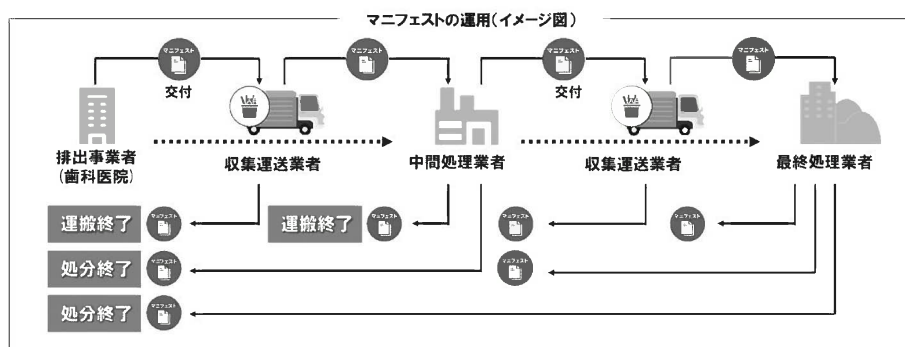
この制度は廃棄物の不法投棄を未然に防ぐのが目的ですが、廃棄物を排出する業者が適正処理完了を確認するためのものであると同時に、行政などが産業廃棄物の量や種類、処理ルートなどを把握するという意味合いもあります。

＊医療廃棄物の不法投棄はもちろんのこと、マニフェストの不交付、虚偽記載、保管義務違反等にも罰則が設けられています。

医療廃棄物の不法投棄	マニフェストの不交付、虚偽記載、保管義務違反
5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金	3年以下の懲役または300万円以下の罰金

医療廃棄物処分を行う流れ

- ・ 委託契約の締結
運搬、処分に関してそれぞれと委託契約を行う
- ・ 処理の依頼
運搬、廃棄処理の依頼と同時にマニフェストに必要事項を記入し交付する
- ・ 処理結果の確認
最終処分まで適切に処理されたことを返送されてきたマニフェストにて確認する（5年間の保管義務あり）
- ・ 都道府県知事への報告
前年度に交付したマニフェストに関する報告書を、毎年6月30日までに都道府県知事に提出する



排出事業者（歯科医院）の責任

『医療廃棄物は処理業者に依頼したら、それで終わり』ではありません。

たとえ処理業者に医療廃棄物の処理を委託した場合であっても、不適切な処理が行われた場合には排出事業者（歯科医院）に処理責任があります。（廃棄物処理法：第3条第1項目参照）

廃棄物の処理に関して、正しい知識を身につけ「ルールに従って正しく捨てる」ということを厳守しましょう。

（マニフェストの詳細は委託業者へお問い合わせください）

（大杉篤生）